

第1回廃棄物学会関西支部法制度セミナー

主旨説明

廃棄物学会関西支部幹事
高岡昌輝
(京都大学)

司会

それでは次に、廃棄物学会関西支部幹事高岡先生をお願いいたします。

高岡幹事

皆様こんにちは。本日は年度末のお忙しい中、廃棄物学会関西支部の廃棄物法制度セミナーにお越しいただきまして、まことにありがとうございます。



私は京都大学の武田研究室で助教授を務めます高岡です。今回の法制度セミナーのプロジェクトリーダーということで、今回は法律セミナーの趣旨を説明させていただきたいと思います。先ほど代表としまして、武田先生がご説明になられたので、あまり追加して説明することはないのですが、約10年余の間に、廃棄物処理法自体は昭和45年に制定されて、51年に改正して、その後平成3年に改正して、そこでまた法改正があったわけですが、その後約10年余りで非常に大きな法律の変化があり、それは廃棄物処理法だけではなくて、いわゆるリサイクル法が同じ1991年に制定され、各種個別リサイクル法、容器・包装リサイクル法、あるいは食品廃棄物、建設廃棄物、自動車リサイクル、そういったものが、どんどんできてくるという

た状況にあります。実際のそのような法律に実務者は対応していかなければならず、また技術者、研究者においても法律を睨みながら技術の開発、あるいは研究の焦点というものを絞っていくということになります。複雑になってきた法制度、私たち自身も理解をしたい。特に若手の技術者、あるいは研究者を対象として、そういうものを理解していこうというための勉強会を開こうということがこのセミナーの趣旨であります。

実は昨年11月に同じ廃棄物学会の関西支部で技術セミナーというものを催しました。そのときに実はこの法制度セミナーをやりましょうということが持ち上がりました。ですのでまだそれから数えても4ヶ月ほどしか経っていない。そういう意味では本当はもう少し個別の議論をした後に、このセミナーを開催した方がいいのではないかという議論もあるかと思いますが、やはりここで先にこういう法制度に関して勉強したいという意向が非常に幹事の中でも強うございましたので、この法制度セミナーを催すことになりました。

このセミナーが少しでも皆様のご理解、法制度の運用に、あるいは研究開発目標、問題点指摘の一助になりますれば、関西支部の幹事としましては非常にうれしく思います。

簡単ではございますが、これをもちましてご挨拶とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。